

第6次府中市総合計画の策定に伴う 検討体制の整備等について

1 趣旨

本年5月の地方自治法の一部改正により、市町村の基本構想策定義務が撤廃されることとなりました。

しかしながら、総合的かつ計画的に市政を運営するためには、目指すべき都市像とそれを実現するための基本目標等を定める基本構想を含めた総合的な計画が必要不可欠であるため、市の最上位計画としての総合計画の策定義務等を改めて検討し、平成26年度を初年度とする第6次府中市総合計画（以下「総合計画」といいます。）の策定に向けた検討体制の整備等を進めるものです。

2 総合計画に関する基本的方針

次に掲げる事項を総合計画に関する基本的方針とします。

- (1) 市政運営の基本となる最上位計画として総合計画を策定すること。
- (2) 総合計画の構成、議会の議決事項の範囲、総合計画の策定義務等を定める条例等の内容の詳細については、府中市総合計画審議会において調査及び審議を行うこと。

3 検討体制

(1) 府中市総合計画審議会

総合計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行います。

(2) 総合計画市民検討協議会

基本目標及び基本施策ごとの課題や将来のあり方について検討し、その検討結果を市長に提言します。

(3) 総合計画に関する市民の意見を聴く会

第5次府中市総合計画の評価、市民検討協議会で検討した市の課題等について、各地域ごとに市民の意見を聴取します。

(4) グループインタビュー

分野別の協働のパートナーとして期待されるグループと将来像を達成するための役割分担について意見交換を行います。

4 今後の予定（市民検討協議会）

時 期	内 容
平成23年12月	総合計画市民検討協議会の設置及び第1回開催
平成24年2月上旬 から6月下旬	第2回～第10回 市民検討協議会の開催
平成24年7月	総合計画市民検討協議会からの提言

現行の総合計画の概要について

《基本構想》

都 市 像 新しい世紀の始まりにあって、市民と市が共通して語りあうことができ、
目指すべき都市像

心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち

基本目標 安心でいきいきと暮らせるまちづくり（健康・福祉）
安全で快適に住めるまちづくり（生活・環境）
人と文化をはぐくむまちづくり（文化・学習）
にぎわいと魅力のあるまつづくり（都市基盤・産業）

計画期間 平成14年度から平成25年度までの12年間

計画人口 23万7千人

《基本計画》

府中市のめざす都市像を実現するため、基本的な施策の方向性と体系などを明らかにした行政運営の指針とするため、計画期間を平成14年度から平成19年度までの6か年を「前期基本計画」、平成20年度から平成25年までの6か年を「後期基本計画」と位置づけ、本計画をもとに3年を単位とした事業実施計画を別に策定し、計画の実効性を確保いたしました。

また、後期基本計画の計画期間において、市民意識調査結果や府中市のこれまでの取組経過及び財政状況、社会環境や社会情勢などを勘案し、特に緊急かつ重点的に取り組むべき課題として8つのプロジェクトを設定しました。

- 1 子育て支援策を充実
- 2 高齢者のいきがいをづくりを支援
- 3 水と緑のネットワーク化を推進
- 4 府中基地跡地留保地内に公園を整備
- 5 資源環境を推進
- 6 地域での防犯・防災対策を強化
- 7 地域力を生かした教育活動を推進
- 8 けやき並木と調和した魅力あるまちづくりを促進